

商工観光課 予算書P120 金額9,786千円

目的

市内において事業所を新設・増設する事業者に対し、奨励措置を講ずることにより企業の立地及び雇用の拡大を図る。

内容

対象業種：製造業，情報通信業，運輸業，郵便業，農業，卸売業，小売業，学術研究，宿泊業，専門・技術サービス業，飲食サービス業等

○企業立地奨励金 予算：7,186千円(4社分)

新設の場合は土地及び建物の取得価格が100,000千円以上、増設の場合は建物の取得価格が50,000千円以上であり、かつその事業所で5名以上雇用した場合に、土地及び建物に対して、事業所の操業日以降に課される固定資産税相当額を、1年度につき20,000千円を上限として3年間交付。

○雇用拡大奨励金 予算：2,600千円(100千円×11人，150千円×10人)

新設等を行った事業所が、一定要件を満たす雇用者を新たに雇用した場合、雇用者1人につき100千円(雇用者が市外からの転入者である場合には、1人につき150千円)を事業者に交付。(1事業者5,000千円上限，1回限り)